

## 公益社団法人日本生化学会 行動規範

### 本規範の趣旨

日本生化学会会員（以下「会員」とする。）は、科学的真理を真摯に追求することによって生み出される科学的知識や技術が人類の健康や福祉に貢献することを自覚するとともに、研究者や技術者、教育者などとしての良心と良識に基づく責任ある言動が生化学会の発展にとって不可欠であることを認識し、この規範に則って行動するものとする。

### 1. 社会に対する責任

会員は、生化学を含めた科学の自律性が社会からの信頼の上に成り立っていることを自覚し、関係する法律等を遵守するとともに、誠実に行動しなければならない。また、自らの研究の意義と役割を社会に対して説明するとともに、正確な知識の普及を図らなければならない。科学的な事柄についての記述や発言においては、誇張や歪曲にあたる表現を用いてはならない。

### 2. 科学的知識の普及と研究倫理の教育啓発

会員は、自らが研究する分野および関連分野における科学的知識の普及を担う専門家としての立場を忘れず、科学者や技術者の育成、および科学的基盤の熟成と進歩に貢献するように務めるとともに、科学や文化の振興における役割を社会から信任されていることを自覚して行動しなければならない。特に、指導的立場にある会員は、学生や部下の研究能力や職業能力の向上だけでなく、公正な研究活動に対する意識と倫理観の向上を図らなければならない。

### 3. 公正な研究活動

会員は、研究に関する立案、計画、実行、申請、報告、審査などのすべての活動を誠実に行わなければならない。研究や調査などのデータの記録と保存、厳正な取扱いを徹底するとともに、データの信憑性に対する説明責任に応えなければならない。さらに、データや記述の捏造、改ざん、盗用、使い回し、および実質的に同じ内容の研究成果の二重投稿などの不正行為を行ったり加担し

たりすることなく、他者に対してこのような行為を容認してはならない。また、研究の申請や報告に際しては、その背景となる以前の研究や他者の重要な貢献を適切に引用しなければならない。

#### 4. 研究対象への配慮と個人情報の保護

会員は、研究に対する協力者の人格や人権を尊重しなければならない。会員が個人情報に及ぶ研究を行う場合には、あらかじめ所属機関等の倫理委員会の承認を得るとともに、得られたデータを第三者に渡したり紛失したりすることがないように、あらかじめ定められた方針に基づいて保管しなければならない。また、研究成果を公表する場合には、個人が特定されないように配慮しなければならない。動物実験においては、代替・削減・苦痛軽減の原則を遵守し、真摯な態度でこれを行う。

#### 5. 科学的公平性の確保

会員は、科学的立場から他者の研究業績などを正当に評価するとともに、他者の名誉や知的財産権を尊重しなければならない。また、研究や教育などの活動の場において、他者を性や身体的障害、年齢、人種、宗教などによって差別することなく、個人の人格や意見を尊重するとともに、正当な理由や根拠なく自らの考えを他者に強要してはならない。

#### 6. 利益相反状態の開示

会員は、研究活動や社会的活動等において利益相反に該当するとみなされる状態を必要に応じて開示しなければならない。

## 公益社団法人日本生化学会に関連する活動における倫理規程

### 趣旨

本規程は、公益社団法人日本生化学会（以下「本会」とする。）、または本会の支部組織が主催する学術集会における研究発表等に対して適用されるものである。ただし、より厳密な倫理規程を適用している学術集会等においては、その規程を優先させることとする。また、英文誌「The Journal of Biochemistry」および邦文誌「生化学」については、本規程の趣旨を尊重しつつ各誌の執筆規程等に従うものとする。

### 1. 引用の明確化

研究発表等において、他の研究成果や著作などにおける記述や図表等を使用する場合には、出典を明記してそれが引用であることを明示しなければならない。なお、著作権者の許可が必要な場合には、それを得た上で引用しなければならない。

### 2. データの捏造や改ざんの禁止

データの捏造や改ざんは、絶対にこれを行ってはならない。

### 3. 二重発表の禁止

過去の本会または本会の支部組織が主催する学術集会で発表されたものと同様の発表を、次年度以降の同じ学術集会で繰り返して行ってはならない。

### 4. 個人情報の保護

個人情報に及ぶ研究内容を発表する際には、個人が特定されないよう配慮しなければならない。